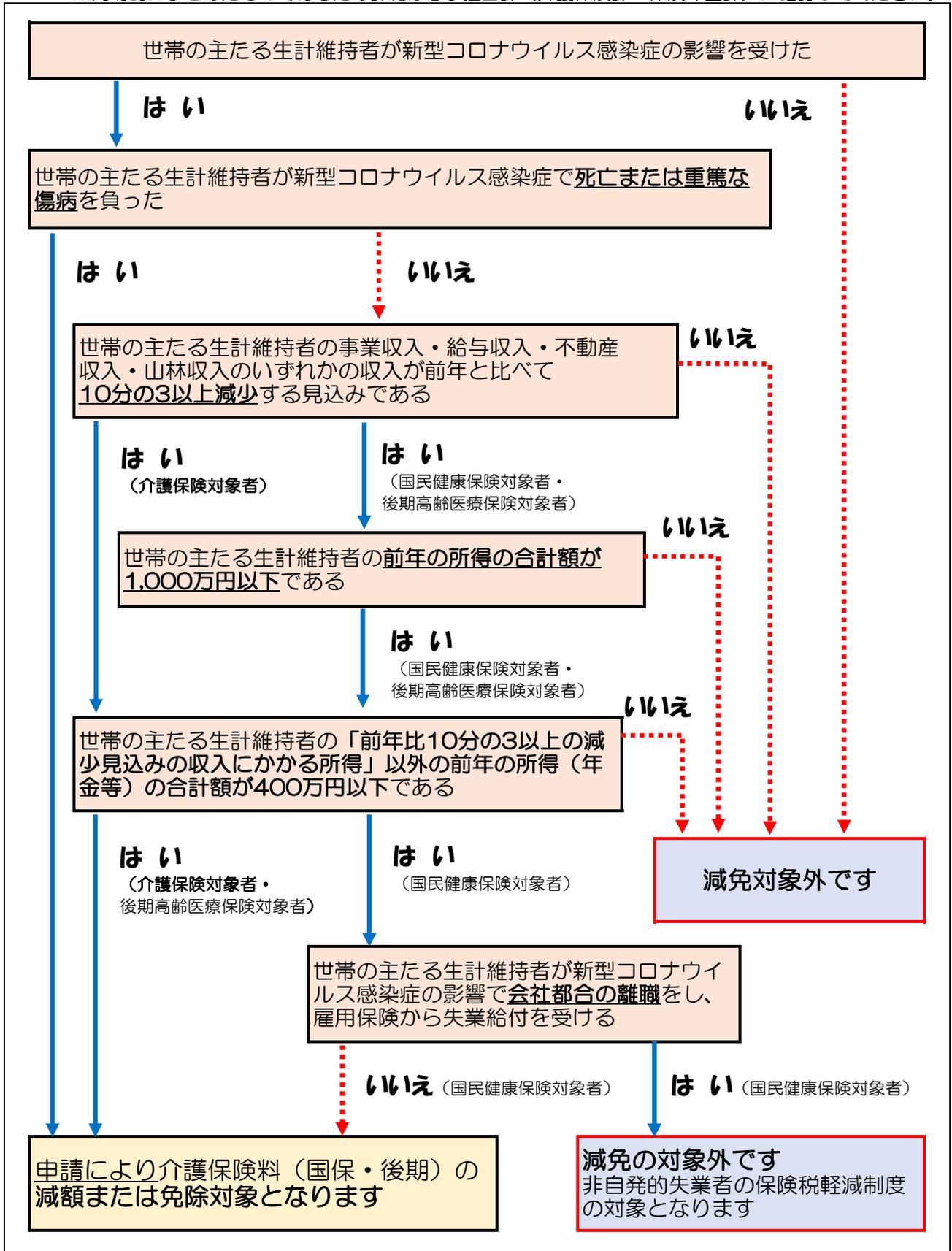


# 新型コロナウイルス感染症の影響による「国民健康保険税・後期高齢医療保険料・介護保険料」の減額・免除(減免)簡易判定フローチャート

※簡易的にまとめたものであるため詳細は必ず担当課（介護保険課・保険年金課）に確認してください。



※納付額が減少する減額・免除（減免）以外にも、納付が一時的に困難な場合に、納付を一定期間お待ちする制度（猶予）もあります。  
 ※減免・猶予制度は併用できます。猶予については、収納課（1階14番窓口）までご相談ください。  
 （介護保険課作成）